

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性

【現状分析】

JR高崎駅の1日平均乗車人員は、近年まで横ばいで推移してきましたが、平成27年3月の北陸新幹線の開業を契機に増加傾向に転じ、平成30年現在、32,169人となっています。

また、上信電鉄高崎駅の1日平均乗車人員は、引き続き横ばい傾向が続いており、平成30年現在、2,280人となっています。

バス交通では、民間の4事業者による複数の営業路線があるものの、1日平均の乗客人員は横ばい傾向にあります。平成22年度から運行を開始した市内循環バス「ぐるりん」(都心循環線)は、平成25年度の年間利用者数53,233人が、平成30年度では65,530人と約1.2倍になり、中心市街地内を移動する利用者が増加している傾向が見受けられます。

【公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の必要性】

高崎駅は、上越新幹線と北陸新幹線が停車する広域交通ターミナルであり、東京駅から約100kmの距離を新幹線で約50分で結び、本県の玄関口にとどまらず、首都圏と上越・北陸方面をつなぐ結節点として位置づけられています。

このような大きな地域ポテンシャルを背景に、現在、高崎駅東口周辺では、高崎アリーナ、高崎芸術劇場、Gメッセ群馬等の、広域圏から交流人口を呼び込む新たな都市集客施設が整備され、本市は、『関東と信越を「つなぐ都市」から「中心都市」「創造都市」へ』と、新たな都市発展の歩みを続けています。

そして、中心市街地は、その中枢を担うエリアとしての役割が期待されており、公共交通機関の利便性の増進を図ることにより、高崎駅の東西両地区の一体性、回遊性の向上を図ることが求められています。

【フォローアップの考え方】

事業所管課や中心市街地活性化協議会などと連携して、事業の進捗状況や事業効果等について検証し、必要に応じて改善措置を講じます。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 高崎まちなかコミュニティサイクル推進事業</p> <p>【内容】 中心市街地の歩道等にサイクルポートを設置し、自転車の貸出しを実施</p> <p>【実施時期】 平成25年度～ ※再掲67ページ参照</p>	高崎まちなかコミュニティサイクル推進協議会	<p>手軽に利用できるまちの移動手段としての役割が期待され、中心市街地の回遊性向上が見込まれる。</p> <p>この事業は、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”の実現に必要である。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 令和2年4月～ 令和7年3月</p>	区域内
<p>【事業名】 お店ぐるりんタクシー運行事業</p> <p>【内容】 中心市街地を循環する無料のタクシーを運行</p> <p>【実施時期】 令和元年度～ ※再掲71ページ参照</p>	高崎市	<p>中心市街地を循環する、乗り降り自由で無料の交通手段を整備することにより、さらなる回遊性向上を図るとともに、交通弱者支援にもつなげる。</p> <p>この事業は、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”の実現に必要である。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 令和2年4月～ 令和7年3月</p>	区域内

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 市内循環バス「ぐるりん」都心循環線運行事業</p> <p>【内容】</p>	高崎市	高崎駅西口を起点として中心市街地内の公共施設・商業施設や医療機関を結ぶコミュニ		

<p>中心市街地内の公共施設等を結ぶコミュニティバスの運行</p> <p>【実施時期】 平成 21 年度～</p>		<p>ティバスを運行することで、中心市街地の回遊性の向上を図る。</p> <p>この事業は、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”の実現に必要である。</p>		
<p>【事業名】 高崎アリーナシャトル運行事業</p> <p>【内容】 高崎アリーナと高崎駅等を連絡するシャトルバス</p> <p>【実施時期】 平成 29 年度～</p>	<p>高崎市</p>	<p>高崎駅、高崎アリーナ、城南野球場の間をシャトルバスで結ぶことで、自家用車や大型バスだけでなく鉄道を含めた公共交通でのアクセスを確保する。</p> <p>この事業は、“来訪者で賑わう集客拠点ゾーンの形成”の実現に必要である。</p>		

■ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所

